

## 奈良県告示第五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

平成二十九年四月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域 大和高田市幸町三番九、三番一二及び三番一三の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物